

泉佐野市放課後児童健全育成事業業務及び おおさか元気広場推進事業業務委託事業者選定基準

1. 選定対象

審査対象は、応募事業者の提出した応募提案書及び見積書とし、別途応募提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

2. 応募提案書のテーマ

泉佐野市立小学校の教室等を活用して、平日の放課後、土曜日及び長期休業日において、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学校に通う児童に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援するための最適かつ効果的な手法、方策及び土曜日や長期休業日において安全で安心な子どもの居場所を確保するとともに、体験や交流活動の活性化を図る事業を文部科学省の「学校を核とした地域力強化プラン」の学校・家庭・地域の連携協力推進事業で位置づけられている一体的運用についての企画提案をテーマとする。

3. 選定の観点

観点1 運営実績、経営状況の財務健全性

- ・事業者の設立趣旨、同事業の業務実績、受託体制による管理運営の能力があるか。
- ・経営母体の財務運営が健全であるか。

観点2 基本方針及び事業計画

- ・泉佐野市留守家庭児童会及び泉佐野市おおさか元気広場の業務運営の基本方針を達成するための具体的な事業提案が行われているか。
- ・児童の健全育成を図るために実施される事業内容が魅力的なものとなっているか。
- ・事業運営が安定で、継続的、かつ実現可能な事業計画が提案されているか。

観点3 実施体制及び職員の確保・研修

- ・統括責任者、主任支援員、専任支援員、補助支援員、学習支援員の必要な資格・経歴等が提案され、適切に配置されているか。
- ・保護者や児童に安心され信頼される支援員等を継続かつ安定的に確保するための具体策が提案されているか。
- ・支援員等に対する研修計画について内容等具体的な提案が示されているか。
- ・コーディネーター・安全監理員が適切に配置されているか。

観点4 事務・経理の執行体制

- ・利用申込みの受付等の適正な事務処理を行う体制が整備されているか。
- ・保護者から徴収した会費等を適切に管理することについて提案があるか。

観点5 市・学校等の関係機関や保護者との連携

- ・市、学校及び関係機関等との連絡体制をどのようにするのか。
- ・保護者への日々の関わり方、要望や苦情に対する対応等について提案がされているか。

観点6 留守家庭児童会及びおおさか元気広場事業の運営の安全管理と支援が必要な児童への対応

- ・利用児童の安全確保を図るための方策が提案されているか。
- ・事故発生時の危機管理体制について提案されているか。
- ・障害児や虐待のおそれがある場合等支援が必要な児童への対応についての提案がされているか。

観点7 個人情報の保護

- ・個人情報の保護に関する対応策等が具体的に提案されているか。

観点8 学習支援プログラム（留守家庭児童会）

- ・児童の視点に立った学習支援プログラムの具体的な提案があるか。

観点9 コスト（見積額）の考え

- ・事業運営に必要とされる見積額が適正に積算されているか。
- ・収支に見合った会費が適正に設定されているか。

観点10 見積額

- ・提案内容と見積額の総合的な判断において、効果的で低廉な経費計上がされているか。

配点 「泉佐野市放課後児童健全育成事業業務及びおおさか元気広場推進事業業務委託事業者」選定評価表のとおり

4. 審査方法

- (1) 各委員は、各応募提案者の応募提案書について、泉佐野市放課後児童健全育成事業業務及びおおさか元気広場推進事業業務委託事業者選定評価表により上記の選定の観点に基づき審査し、各評価項目について5段階評価で点数を評価点欄に記入し、評価荷重により配分された点数を乗じた数値を各項目の得点欄に記入する。ただし、評価項目10見積額については事業者の提出した見積書に基づき、事務局にて前もって計算し、得点を記入しておく。
- (2) 次に、各委員は評価項目ごとの得点を合計した点数を合計得点欄に記入する。
- (3) 事務局は、各委員が応募提案者ごとに評価した評価表の合計得点の高い順に順位を決定し、委員名匿名により泉佐野市放課後児童健全育成事業業務プロポーザル審査得点集計表を作成する。ただし、同点の場合は同じ順位とする。

5. 審査結果

- (1) プロポーザルの審査の結果、評価得点の高い応募提案者を契約相手とする。
- (2) 審査の結果、決定した応募提案者であっても、審査委員全員による得点が満点（500点）の60%（300点）未満の場合、随意契約の相手方として選定しない。
- (3) 提案が1社の場合は、選定委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは契約相手とし選定する。ただし、この場合においても審査委員全員による得点が満点の60%未満（300点）の場合、随意契約の相手方として選定しない。
- (4) 選定結果については、選定後1週間以内に参加業者に対して書面で通知する。

6. その他

この基準に定めのない事項については、泉佐野市放課後児童健全育成事業業務及びおおさか元気広場推進事業業務委託選定委員会において決定する。